

# 農業公園の現状と今後の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

## 1. 農業公園の定義

ウィキペディア（Wikipedia）には、次のように記されている。

『農林水産省の規定によると「農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む」とある。』

ただし、都市農業振興基本計画（2016年5月策定）には「農業公園」の記載は見当たらない。つまり、農林水産省は現在のところ農業公園を明確に定義しているわけではない（今後の課題は後述）。

国土交通省はどうだろうか。そこで、国土交通省都市局緑と川越市緑地公園課が検討を行った報告書を見ることにする。

※ 平成27年度 集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査「都市公園と生産緑地の一体的利活用を通じた都市公園の再編手法調査」（川越市緑地公園活用連絡会）報告書（作成 平成28年3月 国土交通省都市局）

この報告書においても、「都市公園と生産緑地の一体的利活用」についての詳細な検討がされているものの、明確に「農業公園」という名称を冠した記述はない。

以上要するに、今日の段階で明確な定義は存在しない。たとえば明石市の「緑地の分類」においては、「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」として、河川緑地、港湾緑地、児童遊園などとともに農業公園があげられている。また、最も新しい農業公園として2021年2月に開設予定の府中市西府農業公園（仮称）の「府中市農業公園の整備に係る基本方針について」（2017年8月策定）は、「市民と農業とのふれあい等を目的とした公園」と位置づけている。

したがって現在のところ、農業公園の定義（目的など）は、自治体によってかなりの幅があると考えられる。都市公園として位置づけられた農業公園は、個別の農業公園の位置づけは条例上はない。そこで都市公園として位置づけられていない三鷹市の条例から、目的と事業内容のみをみておきたい。

### ○ 三鷹市農業公園条例

（目的及び設置）

市民が農業と緑について身近に学び、触れ、親しみ、相互に交流する場を提供するとともに、三鷹市における農業振興及び緑化推進の拠点として、三鷹市農業公園を設置す

る。

(事業)

- (1) 農作業を実習する場を市民に提供すること。
- (2) 樹木のせん定、花きの栽培等に関する技術習得の場を市民に提供すること。
- (3) 緑と触れ合い、憩う場を市民に提供すること。
- (4) 農業に関する情報収集等の場を市民に提供すること。
- (5) 農産物の生産者との交流の場を市民に提供すること。
- (6) 体験農園、市民農園等との連携により農業体験の場を市民に提供すること。
- (7) 緑化センターとの連携による緑化推進及び環境学習の場の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

## 2. 農業公園の設置状況

前記ウィキペディアには、全国各地の農業公園が紹介されている。その数41か所ほどであるが、東京で紹介されているのは足立区都市農業公園1か所のみである。次に紹介するように、現段階（府中市をふくむ）では9か所になるので、ウィキペディアのデータはかなり古いと思われる。しかし残念ながら、Web検索では全国の設置数は検索できない。

都内には次の農業公園が設置されている。ただし、全国状況との比較はできない。

- ・世田谷区立喜多見農業公園（運営受託者：JA 東京中央 本店 農住支援部）  
同 次大夫堀公園内里山農園（略）  
同 瀬田農業公園（略）
- ・足立区都市農業公園（指定管理者：JV体験型有機農業パークマネジメントー株式会社自然教育研究センター、東武緑地株式会社）
- ・杉並区立成田西ふれあい農業公園（運営受託者：JVすぎなみ農業ふれあい村一箱根植木株式会社、NPO法人武蔵野ふれあい村）
- ・練馬区立土支田（どしだ）農業公園（運営受託者：株式会社小西造園土木）
- ・武蔵野市立農業ふれあい公園（運営受託者：NPO法人武蔵野農業ふれあい村）
- ・三鷹市農業公園（指定管理者：JA東京むさし）
- ・くにたちはたけんぼ（運営者：NPO法人くにたち農園の会）
- ・武蔵野市立吉祥寺東町ふれあい公園 2020年4月開設
- ・府中西府農業公園（仮称） 2021年2月開設予定

都内の農業公園をみると、自治体によってさまざまな意味付けが行われているように思われる。

1つは、農業公園を都市公園（都市公園法）に位置づけるか否かである。上記の農業公園

のうち、都市公園に位置づけられているのは、三鷹市農業公園である（府中西府農業公園は未定）。くにたちはたけんぼは、農地所有者から国立市が借り、さらにNPO法人くにたち農園の会が借りて運営している農園である。

2つは、くにたちはたけんぼを除くと、農業公園の運営者は指定管理者と業務受託者に分かれるが、業務受託者が多い。指定管理者が運営する農業公園は管理棟などの維持管理費もふくめて指定管理料が支払われる。業務受託の農業公園は、管理棟などの光熱水費は自治体が直接負担する。

3つは、くにたちはたけんぼのユニークさである。くにたちはたけんぼは、農家+市民+国立市による新しい農園を標榜し、「くにたちはたけんぼ」と、田畑とつながる「子育て古民家つちのこや」を運営する。事業、イベントは多彩で来場者が多い。

### 3. 運営体制と管理費等

都内の農業公園を簡単に一覧にすると以下のようなになる。

	面積	管理体制	管理費	条例
世田谷区立 喜多見農業公園	1,513.00 m <sup>2</sup>	委託 JA 東京	委託料 約 1,200 万円	公園条例
次大夫堀公園内 里山農園	約 500 m <sup>2</sup>	委託 (一財) 世田谷トラス トまちづくり		同上
瀬田農業公園	1,647.50 m <sup>2</sup>	委託 (一財) 世田谷トラス トまちづくり		同上
足立区都市農業 公園	6.7ha	指定管理 J V 体験型有機農業 パーク	指定管理料 12,951 万円 管理費全体 約 15,000 万円	公園条例
成田西ふれあい 農業公園	4,437.19 m <sup>2</sup>	委託 J V すぎなみ農業 ふれあい村	委託料 3,500 万円	公園条例
土支田農業公園	5,084.70 m <sup>2</sup>	委託 造園業者	委託料 1,187 万円	都市公園条 例
武蔵野市立農業 ふれあい公園	5,698.00 m <sup>2</sup>	委託 NPO		公園条例
吉祥寺東町農業 公園	650.00 m <sup>2</sup> (要確認)	委託 (2020 年 4 月開設予 定)	委託料 606 万円	公園条例
三鷹市農業公園 (緑化センター 併設)	約 6,400 m <sup>2</sup> (要確認)	指定管理 J A 東京むさし	指定管理料	農業公園条 例
くにたちはたけ んぼ		NPO の自主運営 (借地)	—	—

府中市西府農業公園（仮称）	3,461.00 m <sup>2</sup>	委託 (2020年度中に選定)	委託料（2か月） 120万円	（未定）
---------------	-------------------------	--------------------	-------------------	------

※管理費は2018年度決算等を参照。喜多見農業公園は2017年のヒアリングの際の聞き取り。

詳しい体制は、以下の2つの農業公園の管理運営体制を紹介する。

■ 成田西ふれあい農業公園 面積 4437.19 m<sup>2</sup>

- ・ 管理体制（スタッフ）  
所長1名。副所長名  
植栽管理：1名  
畑管理、農業プログラム企画運営：  
プロデューサー 1名  
作業スタッフ 3名  
プログラム講師 1名  
単発イベント講師……外部専門家  
(上記のうち、最低2名、平均3名が常駐)

- ・ 委託経費 年間 3,500万円

■ 土支田農業公園 面積 別紙

- ・ スタッフ  
農業指導員 2名（造園業者が以来）  
農場スタッフ 基本1名（教室開催日：3名 土日3名）
- ・ 委託料 H30年度 11,879,818円（清掃料等ふくむ） 11,466,000円（管理作業のみ）

4. 今後の課題

(1) 農業公園に明確な位置づけを

まず、農業公園に明確な位置づけを与えるべきである。国の都市農業振興基本計画は都市農業の振興について、以下のように記述している。

▽   ▽   ▽

その際、都市近郊の地方公共団体や農協の中には、食や農業をより身近に感じてもらうため、観光農園や直売所等の農業関連施設に多目的広場やレストラン等の観光関連施設を併設した複合施設を整備しているものもあり、こうした取組も参考にしつつ、都市住民が身近に農作業に親しみながら、農業について理解を深めることのできる環境づくりに努める。

また、上記のほか、地方公共団体が行う、都市住民が農業を学ぶ拠点等としての都市公

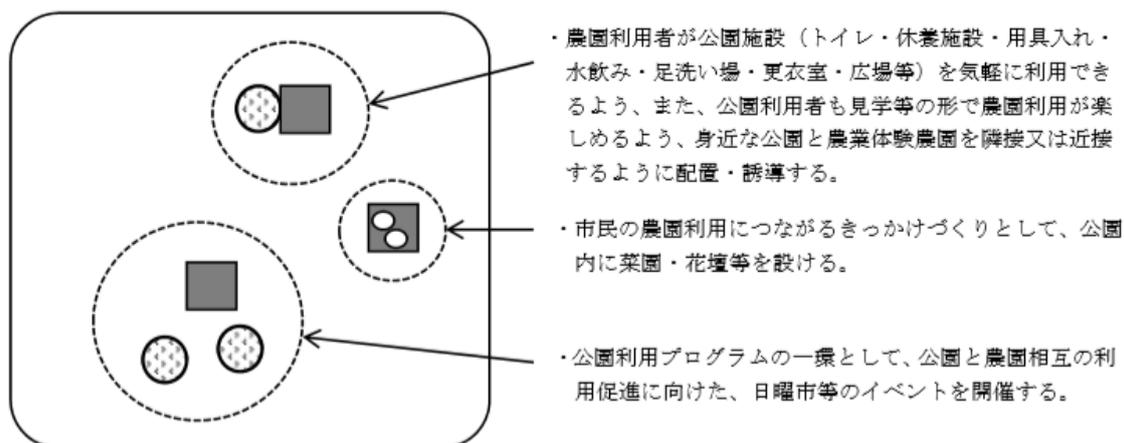
園の整備について、都市農業者の協力の下で農作業に必要となる専門的な知識や技術を学べる環境づくりを支援するとともに、その整備を一層推進するため、都市公園体系における公園としての性格や農作業に必要な公園施設の位置付けについて検討する。

△ △ △

この記述は明確に農業公園を指向しているものと解釈できるが、「検討する」のいとどまっている。また先述した『集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査「都市公園と生産緑地の一体的利活用を通じた都市公園の再編手法調査」』においても、「都市公園との一体的活用に向けた取組み」を提起しているものの、「身近な公園と農業体験農園を隣接又は近接するように配置・誘導する」との提起になっている（下図の説明参照）。

#### 【都市公園との一体的活用に向けた取組み】

身近な公園と農業体験農園はそれぞれに異なる目的と形態を持つが、同時にレクリエーション活動やコミュニティ形成等の類似する機能を持つことから、一体的活用によってその存在効果が高まるよう、次のような方策を推進する。



また「東京農業振興プラン」（計画期間は2017年度からおおむね10年間とされ、「都市農業振興基本法」における、東京都の地方計画（注）を兼ねるものとされている）では、次のように提起されている。

#### <農地保全に向けた新たな取組>

##### ① 市街化区域内農地の保全

- 市街化区域内農地の貸借の促進に向けた今後の制度改正を見据え、区市町と連携しながら防災、レクリエーション、福祉・教育などの多面的機能を一層発揮させるための施設などの整備事業の充実を図り、都市農地を保全していく。
- 生産緑地の買取り後の活用方法を示すモデル農園の整備を行い、そのノウハウを区市に波及させ、自治体による生産緑地の買取りと農的利用による都市農地の保全を促

進する。

➤ 今後の都市農地の制度改正などを見据え、生産緑地の減少抑制と新たな指定の促進に向けた実効性ある取組を検討していく。

② 市街化調整区域や農業振興地域などの保全（略）

③ 小規模農家などへの支援（略）

#### <多様な農作業の体験機会の充実>

① 市民農園などの整備（略）

② 学校教育との連携（略）

③ 福祉との連携（略）

このように、東京都の計画にも農業公園に関する記述はみられない。

それでは、都内の市区町村の「農業振興計画」では農業公園は位置づけられているだろうか。すでに農業公園が設置されている市区の計画は以下のように要約できる。

#### 世田谷区 農業振興計画（2019年度から概ね10年間）

##### <基本方針4 農のある暮らしの充実>

（1）ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充

##### ④農業公園運営（既存制度の継続）

- ・次大夫堀自然体験農園、瀬田農業公園分園、喜多見農業公園について、運営内容の充実を図り、農業サポーターの育成や世田谷農業への理解促進、食農教育に資する事業を実施

（上記3農業公園のほかに、計画決定しているが未開設の農業公園が3か所ある）

#### 足立区 あだち都市農業振興プラン（中間見直し） 2005年度～2014年度間の10年間。

その後2014年に一部見直しを行った（新計画は未策定だと思われる）

##### <地域と共生し協働して育む農業の確立>

（3）都市農業公園の活用 都内で数少ない農業公園であることから、関係部署と連携しながら活用を図っていきます。

#### 杉並区 杉並区産業振興計画（2019～2021年度）

##### <食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち>

地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

##### ④農業体験事業の拡充

区民農園や農業体験農園、成田西ふれあい農業公園などでの作付段階から収穫までの農業体験や講座・イベントを通じて、区民に農業への親しみ、収穫の喜びを感じてもらう様々な取組を実施します。

<農の風景育成計画書> (杉並区荻窪一丁目及び成田西二・三丁目各地内)

育成地区の概観

- ・地区内には生産緑地地区、宅地化農地、農業公園、区民農園等が点在し、農地が残されている地域である (以下、略)

**練馬区** 農業振興計画 (2011 年度～2020 年度)

<農と触ふれあう機会を創出する>

- ・農業公園の整備・運営 (事業運営を継続)

農作業の実習を通して、野菜作りの体験学習を行うとともに、昔の農作業を体験できる農業公園を整備・運営する。

**武蔵野市** 農業振興基本計画(2016 年度～2025 年度)

<体験農園、市民農園、農業公園、学校農園等の推進>

農業公園は、農をテーマとした都市に潤いを与える緑の空間として市民に親しまれています。農業者としても、市民との交流を深める場として関係部署等と連携・協力していきます。

**三鷹市** 農業振興計画 2022(第3次改定)

<市民と農とのふれあいの場の提供>

- (1) 農業公園の運営
- (2) 交流事業の推進
- (3) 農業体験の推進

<農業公園の運営>

- ① 農業公園の運営・利用促進

緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなるよう活用を促進します。

**国立市** 第3次農業振興計画 (2017 年度～2026) 年度までの 10 年間)

農業公園への具体的な言及はない。

**府中市** 第3次府中市農業振興計画 (2015 年度～2021 年度)

<ふれあい農業の推進>

農業公園の開設

農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、併せて体験講座の実施方法も検討していきます。

以上のように、農業公園を設置、運営している市区は、その農業振興計画等に農業公園が位置づけられている（国立市に具体的な言及がないのは、市内の農業公園が民設民営だからかも知れないがよく分からない）。

その中でも、農業公園の設置個所を増やしている世田谷区や、緑化推進の拠点として位置づけている三鷹市の取り組みは、農業公園未設置の自治体の参考にあるものとする。今後は、「東京農業振興プラン」の改定期に向けて農業公園を位置づける取り組みや、未設置自治体の設置に向けた取り組みが必要である。また、すでに設置、運営している市区についても、その運営、とりわけ管理費に顕著に表れる人件費などに、大きな差異がみられる。経験交流の機会を持つことも重要である。

## (2) 制度改革に向けて

### ① 国等の制度改正について

- ・ 国については、都市農業振興基本計画を改正し、農業公園を明確に位置付けることを求める。また他都市の状況は不明だが、都内自治体をみると、都市公園に位置づけることが多いことから、都市農業振興基本計画を農林水産省と国土交通省との共管にすることも課題である。

また、農業公園の開設に向けては、特に設置工事にとまなう経費が多いことから、設置工事について補助事業の対象にすることも考えられる（例えば、2020年度に工事を予定する府中の工事費予算は管理棟もふくめて2億1600万円である）。

- ・ 東京都に対しても、同様に要求することが求められる。

### ② 管理経費

- ・ 管理経費は、管理棟などの建築物の管理、圃場（畑、田など）の管理・運営、講習会などのイベントの運営などの経費である。指定管理であれ、業務委託であれ、基本的な経費は以下に部類される。

- ◆ 人件費　スタッフの報酬、交通費など
- ◆ 管理棟など光熱水費
- ◆ 講習会、研修会との講師料
- ◆ 圃場の管理運営に要する器材、種子代など

都内の管理経費は、とりわけ人件費に格差がある。スタッフおよび報酬の充実も求

めなければならない。

- ・ 指定管理か業務委託かは、管理棟がある場合は指定管理もありうるが、大差はない。いずれにしても、指定管理料や委託料の大半を占める人件費の増大が必要である。

### ③ 条例のあり方

- ・ 条例は、都市公園に位置づけるのであれば公園条例であり、都市公園以外であれば単独の設置条例である。公園条例であれば大規模な公園（基幹公園など）から規模の小さい街区公園など、多くの都市公園のうちの1つということになり、条例の中で農業公園の特徴を明確にすることは難しい。したがって、ホームページやパンフレットなどで設置目的を明確にすることは現に行われているが、要綱などに設置目的や明確にすることも事業内容等を明確にすることも検討課題になると思われる。
- ・ これに対して、三鷹市農業公園条例に明らかなように、単独の設置条例は設置目的や事業内容を条例に明確にすることができる。ただし、都市公園に位置づけることは、都市公園として計画決定されることになり、容易に廃止することができなくなる。つまり、制度として安定することになる。
- ・ くにたちはたけんぼは、借地であるために制度としては不安定である。何よりも、仮に相続などによって借地の返還を求められた場合、別の場所に農地を探さなければならなくなる。借地による運営は農業公園に限らないので、何らかの制度改正が必要だと思われる。ただし、この不安定さがあっても、NPOらしい自由な運営は魅力的である。

### ④ まちづくりとの連携、農福連携について

- ・ 既述のように、農業公園の設置・運営は都市農業推進の観点から行われているが、都市公園に位置づけるところが多い。この場合、主管部署は都市計画・土木等の担当部署のところと農業担当部署のところに分かれている。したがって制度改正のところで述べたことと同様に、両部署の共管にしながら、まちづくりと都市農業振興の連携を強化すべきである。
- ・ 農林水産省はかねており、農福連携をすすめてきた。それは、「障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある」と考えられているからである。そのために、2015年度から補助事業の対象としている。

ただし 2020 年度予算の農福連携整備事業と農福連携支援事業をみると、補助対象には自治体が含まれていない（対象に地域協議会があり、構成員として市町村を含むことされているが）。農業公園の運営は自治体が大半であることから、自治体も補助対象とすべきである。